

矢板市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電設備の事業区域及びその周辺における災害の防止、生活環境及び景観の保全を図るため、本市における太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成及び立竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む行政区の区域に居住する者をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(市の責務)

第4条 市は、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令等を遵守し、災害の防止、生活環境及び景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、設置事業及び発電事業に起因する事故が発生しないよう適切な安全対策、保守点検及び維持管理を実施するとともに、事故が発生した場合は、速やかに対処するなど、十分な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、設置事業及び発電事業に関して地域住民等から苦情等があったときは、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

4 事業者は、設置事業及び発電事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、速やかに撤去するなど適正に処理しなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手する日の60日前までに太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）申出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長と協議しなければならない。

(1) 太陽光発電設備事業計画書（別記様式第2号）

(2) 地域住民等説明会等実施報告書（別記様式第3号）

(3) 太陽光発電設置事業の実施に当たり、法令等による許認可を受けているときは、その許可書等の写し

(4) 別表第1に定める図書

2 事業者は、前項の規定により市長と協議した内容を変更しようとするときは、

あらかじめ、太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）申出書及び前項各号に掲げる書類のうち変更の内容を記載した書類を添付し、市長と協議しなければならない。ただし、軽微なものは除くものとする。

3 市長は、太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）申出書の提出があったときは、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の意見を聴取するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の協議が終了したときは、太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）終了通知書（別記様式第4号）により、当該事業者へ通知するものとする。

（説明会等の開催）

第7条 事業者は、前条第1項の規定による太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）申出書を提出する前に、地域住民等に対し、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（令和6年2月資源エネルギー庁策定）に基づく説明会等（以下「説明会等」という。）を実施しなければならない。

2 事業者は、前条第2項の規定による太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）申出書を提出する前に、地域住民等に対し、協議した内容の変更に係る事項について前項の説明会等を実施しなければならない。ただし、次に掲げる軽微なものにあつては、この限りでない。

- (1) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) その他市長が認める軽微なもの

3 事業者は、前2項の説明会等において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民等との合意形成に努めなければならない。

(標識の設置)

第8条 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(平成29年3月資源エネルギー庁策定)に基づき、事業計画の内容を記載した標識を掲示しなければならない。

(太陽光発電設備の設置を避けるべき区域)

第9条 市長は、別表第2に掲げる区域を太陽光発電設備の設置を避けるべき区域として指定する。

(太陽光発電設備の設置に当たり配慮すべき事項等)

第10条 事業者は、災害の防止、生活環境及び景観の保全その他市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備設置事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮しなければならない。

(1) 防災及び安全に関する次に掲げる事項

ア 盛土及び切土面の保護、擁壁、石張り、吹付、法枠及び法面排水などにより、法面の保護対策を講じること。

イ 崖地対策 崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講じること。

ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の必要な措置を講じること。

エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の必要な措置を講じること。

オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上必要な措置を講じること。

カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、排水路の改修、調整池の設置その他必要な措置を講じること。

キ 工事の施工に係る安全の確保 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、本市又は地域住民等から安全の確保に係る要請があったときは、これに誠意をもって対応するほか、工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、排水処理施設、防じんネットの設置その他の必要な措置を講じること。

(2) 生活環境に関する次に掲げる事項

ア 騒音対策 工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について、本市又は地域住民等から要請があったときは、必要な対策を講じること。

イ 除草対策 除草剤等を散布する場合は、事前に散布の日時等を地域住民等に周知するとともに、飛散を防止するための必要な対策を講じること。

ウ 緩衝帯の設置 太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、緑地その他の緩衝帯を設けること。

エ 太陽光パネルの反射光対策 事前に地域住民等の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾きを調整する等の対策を講じること。

(3) 景観に関する次に掲げる事項

ア 植栽等による対策 太陽光発電設備を設置する場合において、地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等による対策を講じること。

イ 太陽光パネルの色彩等の対策 太陽光パネルは、周囲と調和した目立たない色彩とすること。

ウ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に太陽光発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。

2 事業者は、太陽光発電設備の設置工事期間中は当該工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示しなければならない。

(設置事業の着手又は完了の届出)

第11条 事業者は、設置事業に着手したときは着手届出書(別記様式第5号)を、設置事業が完了したときは完了届出書(別記様式第6号)を速やかに市長に届け出なければならない。

(発電事業の開始又は中止、廃止の届出)

第12条 事業者は、発電事業を開始又は中止若しくは廃止しようとするときは、事業開始(中止、廃止)届(別記様式第7号)を速やかに市長に届け出なければならない。

(太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理等)

第13条 事業者は、次に定めるところにより、太陽光発電設備設置後は適切な維持管理をし、災害及び機器の故障等が発生した場合は適切に対処をしなければならない。

(1) 太陽光発電設備及び敷地の適切な維持管理は、次に定めるところによる。

ア 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。

イ 事業区域の周辺に柵や塀などを設置し、容易に第三者が太陽光発電設備に近づくことがないよう適切な措置を講じること。

ウ 太陽光発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときは、速やかに適切な対策を講じること。

(2) 落雷、洪水、台風、積雪又は地震等が発生したときは、速やかに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常を発見した

ときは、速やかに適切な対策を講じること。

- (3) 太陽光発電設備の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）に基づき適正に処理すること。

（指導）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じよう指導することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による指導に基づき処理したときは、処理状況報告書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する設置事業及び発電事業について適用する。
- 3 施行日以後に着手する設置事業及び発電事業に関し、必要な手続その他の行為は、施行日前においてもすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

図書の種類	縮尺	備考
位置図	2, 500分の1程度	
現況図	500分の1程度	地形、事業区域、道路名称、高低差及び立竹木等を記入
現況写真		道路に接している付近及び標識設置予定地付近等
土地利用計画図	500分の1程度	地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽及び柵等の計画を記入
造成計画平面図	500分の1程度	切土、盛土を色分けし、事業区域、道路名称、高低差、排水施設及び柵等を記入
造成計画断面図 (縦断面図、横断面図)	500分の1程度	切土、盛土を色分けし、切土、盛土をする前後の地盤面を記入
排水施設計画図	500分の1程度	事業区域内の排水施設及び構造、放流先までの排水経路を記入
その他市長が必要と認めた図書		

別表第2（第9条関係）

区域の名称等	根拠法令等
国立公園	自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項及び同条第2項
栃木県自然環境保全地域 栃木県緑地環境保全地域	自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項及び第21条第1項
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び第29条第1項
保安林 保安施設地区	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び第41条第1項
農地	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項、第54条第1項及び第56条第1項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

	(昭和44年法律第57号) 第3条第1項
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項及び第9条第1項
景観形成重点区域	矢板市景観条例(令和4年矢板市条例第28号) 第7条第1項
重要文化財(建造物) 有形文化財(建造物) 史跡名勝天然記念物の指定地 (仮指定地を含む。)	文化財保護法(昭和25年法律第214号) 第27条第1項、第57条第1項、第109条第1項及び第110条第1項
県指定有形文化財(建造物) 県指定史跡名勝天然記念物の指定地	栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号) 第4条第1項及び第31条第1項
市指定有形文化財 市指定史跡名勝天然記念物の指定地	矢板市文化財保護条例(昭和51年矢板市条例第31号) 第4条第1項及び第36条第1項